

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第19条第6項の規定に基づく実施状況の公表については、以下のとおりです。

■女性職員の活躍の推進に向けた数値目標の状況

☆目標☆ 係長相当職職員に占める女性割合を
平成26年度 18%より
計画の周期において 20%以上にします。

平成27年度	20 %
平成28年度	18 %
平成29年度	29 %
平成30年度	29 %
令和元年度	33 %